

## 人事労務レポート

今回のテーマ

### 出産・育児休業に関する手続き

<会社が行う手続き 時系列まとめ>

「近々、出産し育児休業をとる従業員がいるのだが、どのような手続きをすればよいのか？」

出産一時金や育児休業中の給付金は一般的に知られていますが、保険料の免除申請や年金計算の特例制度の申請等は十分周知されているとはいえ、手続きを忘れているケースも見られます。今回は平成20年8月15日出産のケースで、会社が行う一連の手続き(政府管掌健康保険)を時系列で解説していきます。

平成20年7月5日(出産日以前42日目)  
産休開始

平成20年8月15日(出産日)

#### 健康保険扶養追加

子供が配偶者の扶養に入る場合には手続不要です。

#### 出産育児一時金の請求

1児につき35万円が支給されます。死産・流産でも妊娠85日経過していれば対象となります。

なお、出産一時金については、現在事前申請も認められています。出産予定日まで1ヶ月以内の時点で請求用紙を社保事務所に提出すると、一時金が病院に直接振り込まれ、高額な出産費用を支払わなくて済みます。出産費用が一時金を上回る場合には、後で差額を病院に支払い、下回る場合には、差額が本人の口座に振り込まれることになります。産休に入る前に本人へ確認しておいてください。

平成20年10月11日(出産後56日経過)

産休が終了し、本人の申請に応じて、子供が1歳になるまで育児休業をとらせます。

#### 出産手当金の請求

産休期間(出産日以前42日から出産日後56日)について、産休前の給与(標準報酬月額)の約3分の2が支給されます。

#### 社会保険料免除申請

「育児休業等取得者申出書」を社保事務所に提出すると、育児休業中(出産日後57日目～お子さんが1歳になるまで)は社会保険料が労使ともに免除されます。逆に提出をしないと保険料が無駄にかかってしまいますので、忘れずに手続きを行う必要があります。

\*上記～の手続きについては、産休前に書類一式を本人に渡し、記入・押印が必要な箇所、返送のタイミングを伝えておくと、スムーズに手続きを行うことができます。

【本人より書類を返送してもらうタイミング】

- ・ 出産後なるべく早めに
- ・ 出産56日経過後

発行元：社会保険労務士 山口事務所

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-26-5  
金子ビル401

TEL：03-5775-0762 FAX：03-5775-0763

E-mail：h-yamaguchi@ys-office.co.jp

URL：http://www.ys-office.co.jp

平成20年12月11日(育児休業開始後2ヶ月経過)

#### 育児休業基本給付金初回申請

育児休業中は休業前の賃金の約30%が支給されます。手続き先はハローワークです。以後、2ヶ月に1回、2ヶ月分の支給申請を行うこととなります。

平成21年8月15日(子供1歳の誕生日、職場復帰)  
法定の育児休業は原則として子供が1歳になるまでとなりますが、保育園に入れない等のやむを得ない事情がある場合には、申出により子供が1歳6ヶ月に達するまでの間、育児休業の延長が認められます。

#### 標準報酬月額変更の届出

社会保険の標準報酬月額については、通常基本給や役職手当等の固定部分の変動があり、かつ一定幅以上の変動がないと、変更の手続きができません。しかし、育児休業終了後3ヶ月についてのみ特別に月額変更の要件にかかわらず、実際の給与低下に応じて標準報酬月額の変更手続きが可能となり、保険料を低くおさえることができます。

#### 厚生年金計算特例申請

3歳未満の子を養育する労働者については、育児に伴う勤務時間短縮等により給与(標準報酬月額)が下がった場合でも、下がる前の標準報酬月額をもとに将来の年金額を計算してもらえる特例制度があります。「厚生年金養育期間標準報酬月額特例申出書」を社保事務所に提出します。

平成22年2月15日(育児休業終了後6ヶ月経過)

#### 育児休業者職場復帰給付金申請

育児休業に関する給付としては、の基本給付金以外に職場復帰給付金として、休業前の賃金の約20%(育児休業期間分)が一括で支給されます(平成22年3月31日までに育児休業を開始した場合)。育児休業後、6ヶ月在籍していることが条件です。

#### 今月の主な労務関連手続き

・7月月変者の給与改定(8月給与より)

#### コラム

「月刊人事マネジメント8月号」(ビジネスパブリッシング社)に管理職の処遇法というテーマで特集記事を書きました(8月5日発行予定)。もし定期購読されている方がいらっしゃいましたら、ご覧いただければ幸いです。

誠に勝手ながら、8/11(月)～8/13(水)まで、夏季休業とさせていただきます。8/14(木)より気分一新、通常業務を開始いたします。月半ばのレポートはお休みし、次回は8月末に送らせていただきます。よろしくお祈りいたします。